

《参考》その他

以下の措置は、今回の報告書の国・地域としては対象外であるが、昨今、導入され、貿易歪曲効果を有する措置であることから、取り上げることにしたものである。

アルゼンチンの輸入許可制の導入措置

<措置の概要>

2008年11月4日付官報で金属製品（エレベータなど）について輸入事業者・輸出事業者・輸入物品の価格、数量などの情報を添えた申請を義務づける輸入許可制の導入を告知。我が国からのアルゼンチンむけの貨物の貿易が滞り、貿易に影響が出ている。

<国際ルール上の問題点>

非自動輸入許可措置を導入することは、導入目的によっては、GATT第11条の「数量制限の一般的廃止」に抵触する可能性がある。アルゼンチンは、販売前における監視及び管理制度導入を目的ととしているが、GATT第20条の一般的例外として、恣意的若しくは正当とは認められない差別的待遇及び国際貿易の偽装された制限でないか否かについての検討が必要。

<最近の動き>

現地及び日本における会談で、先方に懸念を表明し、改善を申し入れている。

ウクライナの関税引上げ

<措置の概要>

2008年12月23日、ウクライナ最高会議は貿易収支の悪化を理由に、一時的措置として一部の必要不可欠な品目を除く全輸入品目に対して13%関税を引上げる関税引上げ法案を可決。2009年1月14日、ユーシチェンコ大統領は同法案への署名を拒否し、再審議のために最高会議に差し戻した。同年2月4日、最高会議は大統領の指摘に従い、関税引上げの対象リストを、除外品目を列挙する形式から引上げ品目を列挙する形式に変更するなどの修正を加えた上で法案を再度可決した。2月20日、ユーシチェンコ大統領が改正法案に署名し、同法は3月7日に施行された。

<国際ルール上の問題点>

GATT第2条では、加盟国に対して、譲許税率を超えない関税率の適用を義務づけている。

ウクライナの関税引上げは、譲許税率を上回っており、本条違反である。なお、ウクライナ側は本件措置について、外貨の深刻な減少という状況を受けて、国際収支回復の観点から導入したものであり、GATT第12条により許容されると主張している。

<最近の動き>

2009年3月、高市経済産業副大臣より、ダニリン経済大臣、ガイドゥック首相諮問グループ代表に措置の取り消しを申し入れ。さらに、同月行

第I部 各国・地域別政策・措置

われた日・ウクライナ首脳会談において、麻生総理から関税引上げは保護主義を招くことになり、世界経済回復のためにも保護主義に対抗することが重要と指摘。ティモシェンコ首相からは、現在関税引上げを取り消す法案を議会に提出しているところであるとの説明があった。